様式第１号

北杜市立小中学校無線LAN整備事業

公募型プロポーザル参加申出書

令和　　年　　月　　日

北杜市長　　上村　英司　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　住　　　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

当社は、北杜市立小中学校無線LAN整備事業公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき、プロポーザルへの参加を申し出ます。

なお、実施要領の参加資格要件については、全て満たしております。

　（担当者）

　　　担当部署：

　　　担当者氏名：

　　　連 絡 先：電話番号

　　　　　　　　　Ｆ Ａ Ｘ

　　　　　　　　　ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

様式第２号

商号又は名称

許可を受けている建設業一覧

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 許可の種類 | 許可番号 | 許可年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

（注）許可書の写しを添付すること。

様式第３号

特定建設工事共同企業体協定書

（目的）

第１条　当特定建設工事共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

一　北杜市発注に係る建設工事（当該工事内容の変更に伴う工事を含む。以下「建設工事」という。）の請負

　二　前号の附帯する事業

（名称）

第２条　当特定建設工事共同企業体は、　　　　　　　　　　建設工事共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、　　　年　　月　　日に成立し、第１条に規定する工事の請負契約の履行後12箇月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　当企業体は、第１条に規定する工事を請け負うことができなかったときは、前項の規定にかかわらず、当該工事に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　住所

　　商号又は名称

　　住所

　　商号又は名称

　　住所

　　商号又は名称

（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、第１条に規定する工事の施工に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該建設工事について、発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　商号又は名称

　　商号又は名称

　　商号又は名称

2　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、第１条に規定する工事の完成に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、第１条に規定する工事の請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当企業体の取引金融機関は、　　　　　　　　銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする

（決算）

第12条　当企業体は、第１条に規定する工事の完成後当該工事について決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

（欠損金の負担の割合）

第14条　決算の結果欠損金を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

（工事途中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が第１条に規定する工事を完成する日までは脱退することができない。

２　構成員のうち工事途中において前項の規定により脱退したものがある場合においては、残存構成員が共同連帯して当該工事を完成する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第17条　構成員のうちいずれかが工事途中において破産又は解散した場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（解散後の瑕疵担保責任）

第18条　当企業体が解散した後においても、第１条に規定する工事につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第19条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　　　　　　　　外　　社は、上記のとおり　　　　　　　　　　　　　　　　共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　　通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自所持するものとする。

　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　代表構成員　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　構成員　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　代表者氏名

　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　構成員　商号又は名称

　　　　　　　　　　　　代表者氏名

様式第４号

北杜市立小中学校無線LAN整備事業公募型プロポーザル

質　問　書

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業名 | 北杜市立小中学校無線LAN整備事業 | 業者名 |  |
| 担当者名 |  | TEL |  | FAX |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 質　問　事　項 | 回　　　　答 |
|  |  |

担当：北杜市教育委員会　教育総務課　学校教育担当

Mail　kyoikusoumu@city.hokuto.yamanashi.jp FAX　０５５１－４２－１１２４

TEL　０５５１－４２－１３７１

※FAX又は電子メール送信後、受信されているか必ず電話で確認してください。

様式第５号

北杜市立小中学校無線LAN整備事業

公募型プロポーザル提案書

令和　　年　　月　　日

（提出先）

北杜市長　　上村　英司　様

所 在 地

事業者名

代表者名　　　　　　　　　　　　　　㊞

別紙のとおり、北杜市立小中学校無線LAN整備事業公募型プロポーザルに提案します。

（担当者）

氏　　名

電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　Ｆ Ａ Ｘ

ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ

様式第６号

業務等実績調書

事業者名

１　同種業務

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 発注者名 | 契約期間 | 業 務 名 | 業務内容 |
| １ |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |

様式第７号

業務実施体制調書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 番号 | 役　　割 | 企 業 名 | 担当者名 | 業務内容 | 保有資格 |
| １ |  |  |  |  |  |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |
| ５ |  |  |  |  |  |
| ６ |  |  |  |  |  |

（注）本業務を受注した場合の役割分担について示すこと。

なお、提出期限において、担当者が決定していない場合や、計画提出後に変更があった場合は速やかに教育委員会へ必要書類を提出し承認を受けること。